

○宮崎大学大学院医学獣医学総合研究科運営委員会規程

平成 22 年 4 月 1 日
制 定

改正 平成 22 年 7 月 7 日

(趣旨)

第 1 条 この規程は、宮崎大学大学院医学獣医学総合研究科委員会規程第 7 条第 3 項の規定に基づき、宮崎大学大学院医学獣医学総合研究科運営委員会（以下「委員会」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(審議事項)

第 2 条 委員会は、次の事項を審議する。

- (1) 研究科の教員人事に関する事項
- (2) 研究科の教務及び学生に関する事項
- (3) 学位審査、学位授与に関する事項
- (4) 研究科の入学、転入学、転教育コースに関する事項
- (5) 研究科の予算に関する事項
- (6) 研究科の将来構想に関する事項
- (7) 研究科の F D に関する事項
- (8) 研究科委員会から審議を付託された事項
- (9) その他委員会が必要とする事項

(組織)

第 3 条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 研究科長
 - (2) 副研究科長
 - (3) 各コース長
 - (4) 各コースを担当する専任教員 各 1 人
 - (5) 研究科長が必要と認める者
- 2 前項第 4 号の委員は、研究科長、副研究科長及びコース長が協議のうえ、研究科長が指名する。

(委員の任期)

第 4 条 前条第 4 号及び第 5 号の委員の任期は 1 年とし、再任を妨げない。

- 2 前項の委員に欠員が生じた場合の後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第 5 条 委員会に委員長を置き、研究科長をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故があるときは、副研究科長がその職務を代行する。

(議事)

第 6 条 委員会は、委員の 3 分の 2 以上の出席をもって成立する。

- 2 議事は出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 3 委員に事故があるときは、当該コースからその代理人を出席させるものとする。

(委員以外の者の出席)

第 7 条 委員会が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(報告)

第 8 条 委員会は、研究科委員会等に適宜検討の経過報告を行うものとする。

(事務)

第 9 条 委員会の事務は、医学部事務部において処理する。

附 則

この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成 22 年 7 月 7 日から施行する。ただし、第 3 条第 1 項第 5 号の改正規定は平成 22 年 5 月 14 日から適用する。
- 2 前項ただし書きにより選出された第 3 条第 1 項第 5 号委員の任期は、第 4 条第 1 項の規定にかかわらず、平成 23 年 3 月 31 日までとする。